

10 市民税・県民税納入書の納入金額の変更方法

- 納入書送付後の退職・転勤・税額変更等により、納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄の金額を横線で消し、**納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入**してください。
- ※ 納入済通知書だけでなく、領収証書、納入書も同様に変更してください。
- 納入書はOCR処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- **税額変更後の納入書は送付しておりません。納入金額を訂正し、納入をお願いします。**

(例)

		納入金額(1)												
		5,000 円 ← 金額を横線で消してください。												
納入金額(2)	給与分 (一括徴収分を含む)													
	退職所得分													
	延滞金													
	督促手数料													
	合計額													

変更後(納入金額)の金額を2か所記入してください。

※ 数字は、枠内にはっきり記入してください。

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

11 退職所得等に係る市民税・県民税の納入申告書の書き方

- 「納入申告書」は、「納入済通知書」の裏面にあります。退職所得に係る市民税・県民税を納入する際は、必ず作成してください。
- ※ マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から、納入申告書に法人番号又は個人番号の記載が必要となりました。特別徴収義務者が個人事業主の場合は、金融機関等へお持ちいただく納入書の「納入申告書」欄には記入をせず、別途、予備の納入申告書に該当事項を記入のうえ、本市収税課へ直接提出をお願いいたします(郵送可)。
- 2人以上の場合は、「退職所得に係る分離課税分市民税・県民税特別徴収納入内訳表(11頁)」を本市収税課へ提出してください(郵送可)。

市民税 納入申告書																
水戸市長様												(受付印)				
令和3年9月9日 提出																
令和3年8月分			人員		1人		勤続年数			25年						
退職手当等支払金額							十	百	千	百	十	万	千	百	十	円
									1	4	0	0	0	0	0	0
特別徴収税額	市民税											7	5	0	0	0
	県民税											5	0	0	0	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																
特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地			水戸市中央〇丁目〇番〇号												
	氏名又は名称			〇〇商事(株) (印)												
	法人番号又は個人番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0